

1 卒前・卒後の一貫した歯科医師養成

(1) 歯科医師の卒前卒後の一貫した養成の必要性について

- ・ 歯科医師の養成過程である**卒前教育と卒後研修は、これまで一貫した目標設定がされておらず、連続性に乏しいと評されており、近年、歯学教育、歯科医師国家試験、歯科医師臨床研修などを議論する場で、卒前・卒後の一貫した歯科医師養成の必要性が求められている。**
- ・ 近年は下記の取り組み等を実施している。
 - 令和元年8月から「歯科医師国家試験制度改善検討部会」において、**歯科医師国家試験の充実に向けた議論を開始**
 - 令和3年度の制度改正に向けて、「歯科医師臨床研修部会」等において、卒前教育(**歯学教育モデル・コア・カリキュラム**)と**整合性のとれた歯科医師臨床研修の到達目標の見直し等に関する議論の実施**

(2) シームレスな歯科医師養成における共用試験の公的化及びいわゆるStudent Dentistの法的位置づけが求められる背景

- ・ 歯学生も歯科医師の資格を欠くため、業として歯科医行為を行った場合、形式的には無免許歯科医業罪の成立が問題となるが、**実質的に違法性がなく無免許医業罪に当たらないと解釈し得るとされてきた。**
- ・ 「臨床実習検討委員会最終報告書(平成3年)」において、医学教育に関する臨床実習のあり方に関する考え方の整理が示され、**歯学教育における卒前臨床実習においても、その基本的な考え方については医学教育と共通するものであるとされていた。**
- ・ 「歯科医師卒前臨床実習に関する調査研究報告書(平成14年度厚労科研特別研究)」において、**歯学教育における卒前臨床実習に関する歯科医師法第17条の違法性阻却の考え方や実施のための条件等について取りまとめられている。**
- ・ 臨床実習の現場においては、歯学生の実施する個別の歯科医行為について歯学生や教員等にとっても一定の判断の困難さが伴うことなどの現状に鑑み、**診療参加型臨床実習の更なる推進には課題がある**とされている。
- ・ 「歯学教育における診療参加型臨床実習実施のためのガイドライン(案)」においては、歯科診療は外科的な領域が多く、侵襲を伴う診療が大きな割合を占めることから、歯学教育における臨床実習では、とりわけ**患者の安全や権利の保護には格段の配慮が必要**となるとされている。
- ・ 指導を行う歯科医師が医療事故防止を強く意識することで、歯学生は、以前よりも診療に参加しづらくなっている可能性があることが指摘されていることを踏まえると、医療安全を担保しつつ、**歯学生が診療チームの一員として診療に参加しながら臨床実習を行うためには、指導体制等の充実とともに歯学生の質を担保することとその歯科医行為について法的な位置づけを行うことが重要である。**

2 共用試験の公的化といわゆるStudent Dentistの法的位置づけについて

(1) 共用試験CBTの公的化

- ・ **共用試験CBT(Computer-Based Testing)**は、平成17年より正式実施されており、現在では全大学で実施され、項目反応理論などの**問題の精度管理の手法や評価手法が確立**している。
- ・ 共用試験CBTは、日本の歯学教育の中でその位置付けは既に確立されており、歯科医師国家試験の受験要件とする等による**公的化に相当する試験である**。
- ・ 公的化に際して、実施時期とともに、出題範囲や内容、合格基準等についても検討する必要がある。また、この点に関しては、国家試験の出題範囲や合格基準とも密接に関係しており、これらの在り方も含めて検討される必要がある。

(2) 共用試験臨床実習前OSCEの公的化

- ・ **共用試験臨床実習前OSCE(Objective Structured Clinical Examination)**は、共用試験CBTと同時期の平成17年から正式実施され、その後は全ての歯学生が受験するなど、**現状の歯学教育の中で臨床実習前に技能と態度を試験する機会として確立**されている。
- ・ 近年、歯科医師の倫理観や医療の安全性について、社会からより高い水準を求められることに鑑みても、**臨床実習前に一定水準の技能や態度のレベルに達していることを試験することは、極めて重要であると考えられことから**、共用試験臨床実習前OSCEは、**共用試験CBTとともに公的化すべきである**と結論づけられる。
- ・ 一方で、共用試験臨床実習前OSCEの公的化にあたっては、**客観的な評価の信頼性の更なる向上のために評価者の養成及び評価基準の確立や模擬患者の均てん化を図るための取組が必要**である。
- ・ 公的化に当たっては、一定の質の担保や社会の要請に応える観点から共用試験CBTと同様に、実施時期等について、公的な場において、より公平に判断される体制の構築等について検討される必要がある。

(3) いわゆるStudent Dentistの法的位置づけ

- ・ **臨床実習開始前の共用試験を公的化することで**、共用試験合格後に臨床実習を行う歯学生は一定の水準が公的に担保されることから、**実習において歯科医行為を行う、いわゆるStudent Dentistを法的に位置づけることが可能**となる。
- ・ 歯学生が行うことが望まれる歯科医行為は、従前の範囲から大きく変わるものではない。また、臨床現場で行われる診療内容が日進月歩であることに鑑みると、いわゆるStudent Dentistが法に基づき行える歯科医行為を網羅的に個別に列挙することは適当ではない。必ず歯科医師の指導及び監督のもと行われなければならないことから、実施する**歯科医行為については、指導する歯科医師が適宜、歯学生の能力と患者の状態等を勘案して判断すべきものである**。

3 共用試験の公的化といわゆるStudent Dentistが法的に位置づけられることの影響

(1) 歯学教育への影響

- ・ いわゆるStudent Dentistが法的に位置づけられた場合、**診療参加型臨床実習が促進され、卒前教育をより質の高い歯科医師の育成に向けさらに充実させることができると考えられる。**診療参加型臨床実習は、単に経験を増やし技術を向上させるのみならず、診療チームの一員として診療により主体性を持たせ、積極的に参加することで、知識や技術だけではなく、患者の背景など、**全人的な診療に必要な視点を獲得する機会となることなどが期待される。**

(2) 歯学生個人への影響

- ・ 診療参加型臨床実習の充実により、歯学生が診療チームの一員として診療に参加することで、**臨床実習におけるモチベーションの向上が図られると同時に、歯学生本人の適性を踏まえた早期の進路選択にもつながることが想定される。**
- ・ 個人の卒前卒後の一貫した評価を行い、当該個人が自験等で経験した症例の適切な管理が可能となることで、**各個人の状況に応じた卒前の臨床実習や卒後の臨床研修での多様な経験が可能となること**が期待される。

(3) いわゆるStudent Dentistが診療参加型臨床実習を行う際の患者同意等

- ・ 歯科医師免許を有しない歯学生が診療行為を行う場合、現状、患者の同意を得る必要があることは社会通念上、明らかである。一方で、**同意取得の困難さが診療参加型臨床実習の阻害要因**ともなっている。
- ・ いわゆるStudent Dentistによる歯科医行為の実施が法的に位置づけられれば、いわゆるStudent Dentistが**① 医育機関等において診療チームの一員**であること、**② 診療に当たって事前に一定の能力が担保されていること**、**③ 業として歯科医行為を実施することが違法ではないこと**等が明確になり、**患者の同意が得られやすくなることで、診療参加型臨床実習が促進されること**が期待される。
- ・ いわゆるStudent Dentistが法的に位置づけられた場合も、歯学生の臨床実習を実施している旨の院内掲示を行うとともに、Student Dentistが歯科医行為を行うにあたっては、書面による患者の同意が原則であるが、非侵襲的から侵襲的までの広範囲の歯科医行為が臨床実習で行われるという歯科医学教育の特殊性に鑑み、**診療内容に応じた患者同意のあり方について更に検討すべき**である。
- ・ **今後患者理解が進んだ場合には、現在の臨床研修歯科医と同様に、一般的な処置について、特別な同意取得の必要なく診療参加型臨床実習において行うことを可能とすることを検討すべき**である。

4 他の診療参加型臨床実習の充実のための取り組み

(1) 患者の医育機関等へのかかり方

- ・ 診療参加型臨床実習を充実させるためには、**患者自身も共に歯科医師を育てる、といった認識に基づいた患者の協力が不可欠**である。
- ・ いわゆるStudent Dentistが共用試験に合格し、**診療参加型臨床実習に足る学生であることを広く周知する取り組みを行う必要がある**。

(2) 診療参加型臨床実習の指導体制

- ・ 歯学生の歯科医行為が法的に認められても、**常に歯科医師の指導・監督下で行われることが原則**であり、指導体制の整備が不可欠である。
- ・ 屋根瓦方式による指導体制を考慮するなど、指導する歯科医師の役割やあり方を考慮すべきである。
- ・ 大学外の地域の歯学生を受け入れる歯科医療機関等においても、更なる指導体制の充実が望まれる。

(3) 歯学生が加入する保険

- ・ 歯学生が診療参加型臨床実習の中で一定の侵襲的な医行為を行う場合、賠償責任保険等への加入を強制的に行うかどうかは病院管理者及び大学の判断であるが、歯学生を保護する観点から**強く推奨されるべき**である。

(4) その他

- ・ 現状では臨床実習と歯科医師臨床研修の一貫性に焦点があてられているが、今後は、歯科医療における専門性のあり方についても議論を進めた上で、生涯研修の視点に立った歯科医師養成について検討される必要がある。

補足 歯科医師分科会における議論

令和元年	9月2日	歯科医師分科会における審議開始、主にCBTの公的化について審議
	10月28日	OSCEの公的化・客観的な評価の質の向上、Student Dentistを法的に位置づけた場合の診療参加型臨床実習、患者同意取得について審議
	11月25日	全体的な審議及びとりまとめ案について審議
令和2年	5月13日	報告書の公表